No.１

令和８年度 年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

１　趣　旨

茨城県内における令和８年10月末現在における労働災害による休業４日以上の死傷者数は、2,536人であり、前年同期より198人(+8.5%)と増加しており、事故の型を見ると転倒が29%を占め、次に動作の反動・無理な動作(腰痛等)が15%、墜落転落が14%の順となっている。

また、同様に労働災害による死亡者数は、16 人であり、前年同期より１人増加し、多くの尊い命が失われている。業種別では、建設業で８人、畜産水産で３人、製造業で１人、その他で４人となっている。特に、建設業で死亡者数が５人増加し憂慮すべき状況となっている。事故の型別では、「墜落・転落」が４人、、「飛来・落下」、「激突され」、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故」がそれぞれ２人ずつ発生している。

さらに、年末年始は、急な注文への対応や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等普段と異なる作業が多くなるとともに、積雪や凍結等に伴う労働災害の発生するリスクが高まる。

そのような状況を踏まえて、「年末年始労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。)」を広く展開し、労使双方が力を合わせて無事に一年を無災害で締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えられるよう、集中的な取組を実施する。

※休業４日以上の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者を除いたもの。

２　実施期間

令和８年12月１日（火）から令和９年１月15日（金）までとする。

３　実施者

（１）茨城労働局及び各労働基準監督署

（２）各事業場

４　実施事項

（１）茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

①　経営者団体・災害防止関係団体等に対する強化運動の取組への要請

②　労働局幹部及び労働基準監督署長等による安全パトロールの実施

③　建設工事現場に対する監督指導の実施
④　ホームページ等を通じた強化運動の周知啓発

（２）事業場における主な実施事項

①　経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
②　安全衛生パトロールの実施
③　機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施
④　年末時期の大掃除等を契機とした５Ｓの徹底、掲示や旗の掲げ替え
⑤　年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
⑥　年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
⑦　ＫＹ（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
⑧　安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
⑨　化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
⑩　転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
⑪　火気の点検、確認など火気管理の徹底
⑫　夏場に使用しなかった電気器具の使用時の清掃（感電・火災の防止）
⑬　交通労働災害防止対策の推進
⑭　働くすべての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり
⑮　高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
⑯　感染症拡大防止対策の徹底
⑰　職場のハラスメント防止につながる取組の推進
⑱　飲酒運転禁止（フォークリフト、建設機械等を含む）の徹底
⑲　自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
⑳　安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

（３）重点業種別の対策

①　製造業

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害が多発しているため、以下に留意する。

ア　機械設備の回転部分等に安全カバーを取付け、点検・清掃を行う場合、必ず機械を停止させる。また、機械設備には、非常停止装置が設置されていることを確認する。

イ　作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害の発生するリスクを低減する。食品工場等水を取扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。

ウ　正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育や腰痛予防体操を実施する。

エ　高所に物の置き場所がある場合、手すりを取付ける。また、高所で作業する場合、墜落制止用器具を使用する。

オ　歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策を徹底する。

②　建設業

建設業では、墜落・転落災害が多発しているため、以下に留意する。

ア　本足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時的に手すりを取外した場合、必ず関係者に伝え、後回しとせず、直ちに復旧する。なお、令和５年 10 月から労働安全衛生規則の改正により、足場の点検者の指名、足場の組立て等の後の点検者の記録・保存が必要である。

イ　手すりを取外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具を着用し、墜落による危険を防止する。

ウ　はしごや脚立を使用する場合、使用方法を遵守し、安全に作業する。

エ　建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。

オ　土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

カ　コンクリート養生等における一酸化炭素中毒防止のため、練炭の取扱いや換気に注意を払う。

③　陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷役作業時のトラックの荷台等からの墜落・転落災害が多発しているため、荷主の理解と協力を得つつ、以下に留意する。なお、令和５年 10 月から労働安全衛生規則の改正により、最大積載量２トン以上の貨物自動車の昇降設備、保護帽の着用、令和６年２月からテールゲートリフターの特別教育を義務付けている。

ア　荷台等からの墜落・転落防止対策、ヘルメット（墜落防止用保護帽）の着用を徹底する。

イ　荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、プラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置を推進する。

ウ　ロールボックスパレット及びテールゲートリフターの使用時における安全対策を徹底する。

エ　歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策を徹底する。

オ　トラックの逸走防止措置、トラック後退時の後方確認、危険区域への立入制限等を実施する。

カ　交通関係法令に基づき、適切な冬用タイヤを装着する。（特に、山間

部の運行、長距離運行）

④　第三次産業

小売業、社会福祉施設及び飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多発しているため、以下に留意する。

ア　「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策を含めて徹底する。

イ　作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害の発生するリスクを低減する。

ウ　安全衛生推進者を選任し、安全衛生教育や安全衛生活動を実施する。

エ　４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。

オ　正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育や腰痛予防体操を実施する。

年末年始労働災害防止強化運動

No.2

年末年始労働災害強化運動について

●年末年始は慌ただしい中で作業が行われるので、労働災害のリスクが増加します。
●労使双方が力を合わせて無事に一年を締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えることができるよう
令和８年12月１日から令和９年１月15日までを年末年始労働災害防止強化運動期間としています。

年末年始の実施事項（職場でチェックをお願いします。）

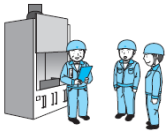
☑ **1　年末年始の労働災害防止に向け労使の意識づけ**



事業主から年末年始の労働災害防止
の取組に関する決意表明をしましょう

☑ **2　年末の安全対策**

☑ **（1）職場の安全衛生パトロール　／　機械設備等の一斉点検**



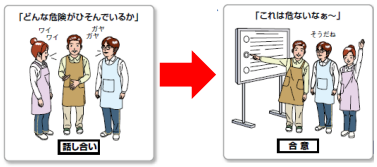
職場の不安全な状態等を把握し、改善しましょう
機械の点検・修理を行う時は、原則、機械を停止しましょう

☑ **（2）４S（整理・整頓・清掃・清潔）運動**



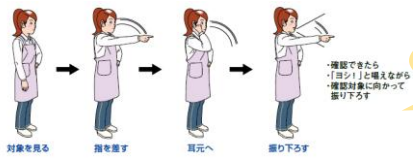
各職場の４Sを徹底しましょう

☑ **（3）年始の作業の危険予知活動をしましょう**



年末年始は、非定常作業(点検・清掃等)を行うことが
増えるので、危険予知を実施しましょう

☑ **3　年始の安全対策**



作業を行う場合は、指差呼称を実施し、
安全に確認をしましょう



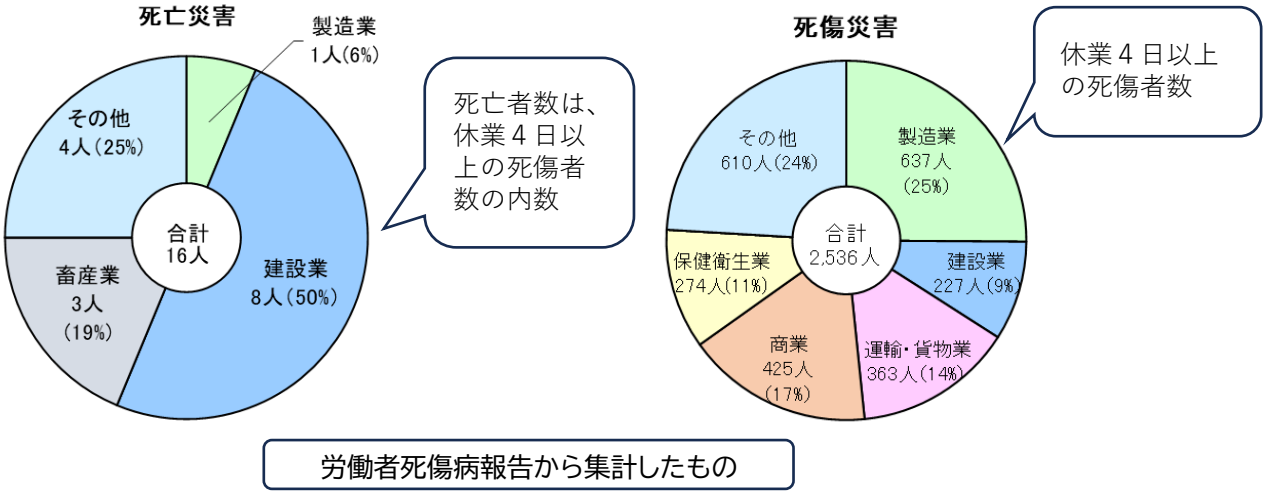
転倒



腰痛

特に、以下の労働災害が
多く発生しています。
・転倒
・無理な動作(腰痛)

令和８年の労働災害発生状況（１０月末現在　休業４日以上の死傷者数）



労働者死傷病報告から集計したもの

☑ 墜落・転落災害防止

墜落・転落のおそれのある場所(特に建設現場)では、以下の足場(作業床)

作業床・手すり・中さん　を必ず設けましょう！

（高さ85ｃｍ以上の位置）　（高さ30～50ｃｍの位置）

墜落・転落のおそれのある場所に作業床・手すり・中さんを設けることができない場合は、

墜落制止用器具(安全帯)を使用しましょう

☑ 転倒災害防止(滑り、つまづき、踏み外し)



ぬれた場所(床等)で滑る

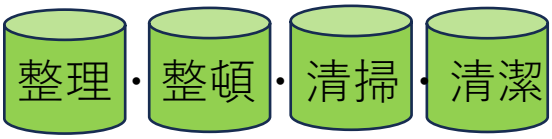


段差につまづく



階段を踏み外す

かたづける（４S）を意識し、
徹底しましょう。



☑ はさまれ・巻き込まれ災害防止

稼働中の機械について、労働者に危険を及ぼすおそれのある場所には

囲い（覆い）を必ず設けましょう！



機械にトラブルが発生した場合は、必ず機械を停止させてから
対応しましょう

☑ 外国人労働者の災害防止

外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。
厚生労働省ホームページには、外国人労働者の安全衛生管理のために活用いただける教材、資料などを掲載していますので、是非、安全衛生教育にご活用ください。

表1　茨城県内の労働災害発生状況(令和8年)

（令和8年10月末速報値）

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減			
	R7年 1月～10月	R8年 1月～10月	R7年 1月～10月	R8年 1月～10月	死傷(%)		死亡(%)	
計	**2,338**	**2,536**	**15**	**16**	**198**	**(8.5)**	**1**	**(6.7)**
製造業	628	637	2	1	9	(1.4)	−1	(−50.0)
食料品	194	205	0	0	11	(5.7)	0	(0.0)
化学	79	75	0	0	−4	(−5.1)	0	(0.0)
金属製品	92	91	0	0	−1	(−1.1)	0	(0.0)
建設業	215	227	3	8	12	(5.6)	5	(166.7)
土木	58	67	1	4	9	(15.5)	3	(300.0)
建築	93	93	0	1	0	(0.0)	1	−
その他	64	67	2	3	3	(4.7)	1	(50.0)
運輸交通業	296	342	2	0	46	(15.5)	−2	(−100.0)
道路貨物運送業	272	315	2	0	43	(15.8)	−2	(−100.0)
貨物取扱業	25	21	0	0	−4	(−16.0)	0	(0.0)
陸上貨物取扱業	24	15	0	0	−9	(−37.5)	0	(0.0)
農林業	53	50	0	0	−3	(−5.7)	0	(0.0)
畜産水産業	99	92	3	3	−7	(−7.1)	0	(0.0)
商業	353	425	2	0	72	(20.4)	−2	(−100.0)
小売業	242	303	2	0	61	(25.2)	−2	(−100.0)
保健衛生業	245	274	1	0	29	(11.8)	−1	(−100.0)
社会福祉施設	183	188	0	0	5	(2.7)	0	(0.0)
その他	424	468	2	4	44	(10.4)	2	(100.0)

※　新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

表2　全国の労働災害発生状況(令和8年)

（令和8年9月末速報値）

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減			
	R7年 1月～9月	R8年 1月～9月	R7年 1月～9月	R8年 1月～9月	死傷(%)		死亡(%)	
計	**87,407**	**91,642**	**475**	**432**	**4,235**	**(4.8)**	**−43**	**(−9.1)**
製造業	17,463	18,100	79	78	637	(3.6)	−1	(−1.3)
建設業	8,794	8,528	156	140	−266	(−3.0)	−16	(−10.3)
交通運輸事業	2,157	2,118	9	8	−39	(−1.8)	−1	(−11.1)
陸上貨物運送事業	10,423	10,874	53	49	451	(4.3)	−4	(−7.5)
港湾運送業	208	240	7	2	32	(15.4)	−5	(−71.4)
林業	737	721	19	21	−16	(−2.2)	2	(10.5)
農業・畜産・水産業	2,002	2,104	28	17	102	(5.1)	−11	(−39.3)
商業	14,745	15,639	36	35	894	(6.1)	−1	(−2.8)
小売業	10,469	11,062	26	28	593	(5.7)	2	(7.7)
保健衛生業	11,763	12,990	12	5	1,227	(10.4)	−7	(−58.3)
社会福祉施設	8,343	9,273	8	5	930	(11.1)	−3	(−37.5)
その他	19,115	20,328	76	77	1,213	(6.3)	1	(1.3)

※　新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

Ｎｏ．４

令和８年死亡災害事例

（茨城労働局健康安全課）

ＮＯ. 発生月 時間帯	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
No.１ １月 ９～10 時	舗装工 30 歳代 １年	道路建設工事業	はさまれ・巻き込まれ トラック	被災者は、道路工事現場で、写真撮影の段取り中、後退してきたダンプトラックにひかれて死亡した。
No.２ １月 10～11 時	清掃員 70 歳代 12 年	ビルメンテナンス業	墜落・転落 脚立	ビルの屋上駐車場にある植え込みの剪定作業中、何らかの原因で倒れているところを発見された。近くには脚立が置かれていた。
No.３ ２月 21～22 時	その他の職種 50 歳代 14 年	その他の建築工事業	火災 その他の起因物	被災者は、事業場に隣接する寮の管理人をしており、その寮で火災が発生し、それにより死亡した。
No.４ ３月 10～11 時	トンネル作業員 40 歳代 15 年	トンネル建設工事業	激突され トラック	トンネル工事現場において、坑内作業員が坑内を歩行中、バックで進入してきたダンプトラックにひかれ、死亡した。
No.５ ３月 １～２時	自動車運転者 70 歳代 ５年	その他の事業―その他	交通事故 乗用車・バス・バイク	運転代行業務で運転中に、道路左側の外壁フェンスに激突し、死亡した。
No.６ ４月 ６～７時	作業者・技能者 50 歳代 16 年	その他の製造業―その他	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	工場内で、CD などの梱包搬送作業中、搬送用機械が停止した。当該機械の不具合を確認していたところ、機械が作動し、はさまれて死亡した。
No.７ ４月 10～11 時	作業者・技能者 70 歳代 40 年	畜産業	飛来・落下 木材・竹材	豚舎（ビニールハウス）から外に出ようとしたところ、出入口上部にあるカーテンを保持していた丸太が落下し、被災者に当たり死亡した。
No.８ ５月 22～23 時	作業者・技能者 30 歳代 ８年	畜産業	おぼれ 水	夜間に一人で浄化槽の水位等の確認を行うため現場へ向い、誤って浄化槽内に墜落し、溺死した。
No.９ ６月 ９～10 時	作業者・技能者 40 歳代 10 年	産業廃棄物処理業	崩壊・倒壊 その他の危険物・有害物等	千葉県内の浄水場において、被災者は活性炭再生業務を行っていた。被災者の姿が見えないことから探したところ、池槽内部で活性炭に埋もれた状態で発見され、死亡が確認された。
No.10 ６月 15～16 時	作業者・技能者 50 歳代 ６ケ月	その他の土木工事業	墜落・転落 高所作業車	高所作業車の作業床に乗って、チェーンソーを用いて枝払いを行っていたところ、約 15m 下の地面に墜落し、死亡した。
No.11 ６月 15～16 時	作業者・技能者 70 歳代 48 年	その他の土木工事業	飛来・落下 立木等	道路上において倒木の撤去作業をしていたところ、伐倒木が被災者に接触し死亡した。

ＮＯ. 発生月 時間帯	職　種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
№12 7 月 9～10 時	交通誘導者 60 歳代 8 年	警備業	交通事故 乗用車・バス・バイク	片側 2 車線の道路の除草作業において交通誘導を行っていたところ、よそ見運転の車両にはねられ死亡した。
№13 7 月 14～15 時	電工 60 歳代 11 年	電気通信工事業	その他 分類不能	電気工事の現場において、休憩のためヘルメットを外し、道路に座り休憩した後、立ち上がった際に突然後方に倒れ、側頭部を強打して死亡した。
№14 9 月 10～11 時	作業者・技能者 50 歳代 6 年	機械器具設置工事業	墜落・転落 屋根･はり･もや･けた･合掌	工場のスレート屋根の上で補修工事をしていた被災者が、屋根を踏み抜き、約 23 メートル下の地面に墜落し、死亡した。
№15 9 月 16～17 時	作業者・技能者 80 歳代 16 年	畜産業	激突され フォークリフト	被災者は通路を歩いていたところ、餌藁を運んでいたフォークリフトと接触し、転倒して負傷した。その後、病院へ搬送され治療を受けていたが、数日後死亡した。
№16 9 月 12～13 時	作業者・技能者 50 歳代 28 年	その他の建設業－その他	墜落・転落 脚立	店舗入り口の外側上部にテントを取付作業完了後、被災者は仕上がりの状況を確認するため、脚立の三段目（高さ 90ｃｍ）に上がったところ、突風にあおられてアスファルトの地面に落下し、死亡した。

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。